

参考資料2

表1 1990年代の主要国海洋投入処分実施状況（ロンドン条約事務局に一般許可として報告された実績）

国名＼項目	しゅんせつ物(万トン)			下水汚泥(万トン)			産業廃棄物等(万トン)		
	1992年	1997年	1999年	1992年	1997年	1999年	1992年	1997年	1999年
ベルギー	5,060	2,010	2,632	-	-	-	-	-	-
デンマーク	430	未報告	未報告	-	未報告	未報告	-	未報告	未報告
フランス	2,781	未報告	2,150	-	未報告	-	-	未報告	-
ドイツ	4,246	2,001	2,604	-	-	-	-	-	-
アイスランド	19	16	79	-	-	-	-	-	-
アイルランド	49	63	156	38	2	-	11	0	-
ポーランド	未報告	33	未報告	未報告	-	未報告	未報告	-	未報告
ポルトガル	未報告	184	221	未報告	-	-	未報告	44 <sup>*6</sup>	46 <sup>*6</sup>
イタリア	324	未報告	未報告	-	未報告	未報告	-	未報告	未報告
オランダ	211	1,474	1,399	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	29	129	63	-	-	-	27	1	11
スペイン	443	382	283	-	-	-	126	-	-
スウェーデン	1	69	42	-	-	-	-	-	-
英国	3,012	4,124	5,684	882	966	-	286	0	0
パナマ	未報告	-	未報告	未報告	-	未報告	未報告	0	未報告
ロシア	未報告	1	未報告	未報告	-	未報告	未報告	-	未報告
オーストラリア	580	1,315	980	-	-	-	0	-	-
中国	4,528	6,573	6,761	-	-	-	11	27	-
香港	14,446	2,694	3,971	-	-	-	-	205	-
日本	1,060	647	663	325	240	189	437	333	292
韓国	未報告	- <sup>*1</sup>	435 <sup>*2</sup>	未報告	170万m <sup>3</sup> +150 <sup>*1</sup>	612 <sup>*2</sup>	未報告	156 <sup>*1</sup>	31 <sup>*2</sup>
ニュージーランド	256	185	230	-	-	-	-	0	0
フィリピン	-	未報告	未報告	-	未報告	未報告	n.i. <sup>*5</sup>	未報告	未報告
南アフリカ	293	379	298	-	-	-	0	-	-
ブラジル	未報告	未報告	3346	未報告	未報告	-	未報告	未報告	-
カナダ	663	521	193	-	-	-	60	242	179
チリ <sup>7</sup>	n.i. <sup>*5</sup>	-	10	-	-	-	-	-	-
メキシコ	未報告	731	476	未報告	-	-	未報告	-	11
米国	6,732	5,296	5,735	-	-	-	18 <sup>*3</sup> (4,795)	-	<sup>4</sup>

1. 1992 年データは “Final report on permits issued in 1992” (IMO, 1996 ; LC.2/Circ.367)より作成
2. 1997 年データは “Final report on permits issued in 1997” (IMO, 2000 ; LC.2/Circ.405)より作成
3. 1999 年データは “Draft report on permits issued in 1999” (IMO, 2002 ; LC.24/WP.1)より作成
4. この表には、「許可発給なし」と報告している国は含まれていない。ちなみに 1997 年報告では、加盟 77 ヶ国 1 地域のうち、処分実績の報告があった国が 22 力国 1 地域、許可発給の実績なし 7 力国、未報告の国が 48 力国であった。
  - 1 韓国のデータは 1996 年のもの ( IMO,2002 ; LC.2/Circ.404 による ) ; 下水汚泥の報告値は「下水汚泥 ; 170 万 m<sup>3</sup>、digested organic waste water ; 150 万トン」に区分されて報告されている。
  - 2 韓国のデータは 1998 年のもの ( IMO,2002 ; LC.2/Circ.423 による )
  - 3 米国の産業廃棄物処分量 ( アメリカンサモア ) はガロン表示 [ カッコ内の斜体数値 ] で報告されているため、比重を 1 として重量に換算した。
  - 4 米国は魚類加工から生じるスラッジ ( アメリカンサモア ) を最大 1 日 40 万ガロン、船舶 5 隻(17770 トン ; 海軍の標的船として)、"human remain" の投棄許可 1 件を報告している
  - 5 1992 年のチリのしゅんせつ物、並びに 1992 年のフィリピンの産業廃棄物等は、許可件数は報告されているが処分量の実績値は報告されていない ( チリのしゅんせつ物許可件数は 4 件。フィリピンの産業廃棄物等許可件数は、苛性ソーダ 4 件、化学品廃棄物 1 件 )
  - 6 ポルトガルの産業廃棄物等の処分実績は "inert geological material" として報告されたものであるが、1997 年分は「維持浚渫から生じた砂」であること、1999 年分は「港湾建設に伴って生じた土砂」と報告されており、本来は「しゅんせつ物」として扱うものであることが第 24 回締約国会合にて確認されている。
  - 7 1997 年のチリの報告は特別許可 ( 船舶 ) のみであるため、一般許可に基づく投棄実績はすべて「 - 」としている。

表2 主要国の産業廃棄物海洋投棄実績

	産業廃棄物等内訳(各國の申告に基づく区分)と産業廃棄物等投棄量(トン)					
	1992年		1997年		1999年	
	処分品目	投棄量	処分品目	投棄量	処分品目	投棄量
アイルランド	有機廃液 食品加工残さ 廃苛性ソーダ	107,142 3,050 1,500	魚類残さ	420	-	-
ルウェー	天然起源不活性物質 大型廃棄物 魚類残さ	253,310 52 14,567	不活性地質物質 (コンクリート) 魚類残さ	6,000 40	不活性地質物質	113,462
スウェイ	TiO <sub>2</sub> 製造残さ 廃酸	711,750 550,371	-	-	-	-
英國	廃酸 燃焼灰 採炭残土・岩石	75,604 80,000 2,700,000	魚類残さ	798	魚類残さ	137
オーストラリア	廃弾薬類 大型廃棄物	329 2,100	-	-	-	-
中国	不活性物質及び天然起源有機物	113,000	建設廃棄物 アルカリスラグ human remains	213,000 56,000 (許可14件)	-	-
香港	-	-	不活性地質物質 (建設残土)	2,050,035	-	-
日本	廃火薬類 製紙関係有機性汚泥 非水溶性無機性汚泥 水溶性無機性汚泥 鉱さい 廃酸 廃アルカリ 製紙関係ばいじん 製鉄くず 大型廃棄物 動植物性残さ 家畜ふん尿	796 636,698 2,211,275 23,266 151,891 975,499 311,046 4,940 5,092 445 3,498 40,710	廃火薬類 不活性地質物質 鉱業及び建設廃棄物 天然起源有機物 食品加工廃棄物 繊維加工廃棄物 家畜ふん尿	672 2,788,781 491,000 2,413 44,667	廃火薬類 不活性地質物質 鉱業及び建設廃棄物 天然起源有機物 食品加工廃棄物 家畜ふん尿	197 2,595,397 273,471 49,206
韓国 <sup>*1</sup>	未報告		家畜ふん尿	1,562,000 <sup>*1</sup>	魚類残さ 不活性な地質学的物質	19,500 <sup>2</sup> 292,500 <sup>2</sup>
ニュージーランド	-	-	魚類残さ	24m <sup>3</sup>	魚類残さ 船舶	25m <sup>3</sup> +5トン (1隻)
南アフリカ	食品廃棄物	750	-	-	-	-
カナダ	建設残土 魚類残さ 大型廃棄物 魚礁	489,190 99,115 6,556 679	建設残土 魚類残さ	2,365,000 51,980	建設残土 塩水 魚類残さ	1,690,000 50,000 53,974
米国	魚類加工汚泥	47,945,209 ガロン	-	-	魚類加工汚泥 標的船舶(5隻) human remains	17,770 <sup>3</sup> (許可1件)

1. 1992年データは“Final report on permits issued in 1992”(IMO, 1996; LC.2/Circ.367)により作成

2. 1997年データは“Final report on permits issued in 1997”(IMO, 2000; LC.2/Circ.405)により作成

3. 1999年データは“Draft report on permits issued in 1999”(IMO, 2002; LC.24/WP.1)により作成

1 韓国のデータは1996年のもの(IMO,2002;LC.2/Circ.404による)

2 韓国のデータは1998年のもの(IMO,2002;LC.2/Circ.423による)

3 許可内容として1日あたり最大400,000ガロンとされており、実績総量は報告されていない